

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途の明確化について

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、全て社会保障施策に充てることとされています。

平成29年度決算における社会保障関係経費の状況は、次のとおりです。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	村債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の市町村 交付金)	その他
民生費	社会福祉費	2,385,150	1,288,154	0	12,136	88,729	996,131
	老人福祉費	1,199,163	261,245	0	115,296	67,281	755,341
	児童福祉費	2,525,869	1,475,807	0	201,985	69,363	778,714
	小 計	6,110,182	3,025,206	0	329,417	225,373	2,530,186
衛生費	保健衛生費	761,008	41,134	0	299,234	34,403	386,237
	小 計	761,008	41,134	0	299,234	34,403	386,237
合計		6,871,190	3,066,340	0	628,651	259,776	2,916,423

※普通会計決算統計数値となっております。